

### 住宅用太陽光発電等補助制度について

広野町および福島県では、太陽光発電システムなどを設置した方を対象に、補助金を交付しています。  
※令和元年5月1日より補助対象および補助額の一部について変更となっておりますのでご注意ください。

- 広野町
  - ・補助額
  - ①太陽光発電システム（住宅用）  
1キロワットあたり6万円（4キロワットまで、最大24万円）
  - ②太陽熱高度利用システム  
1台あたりの設置費に100分の10を乗じた額（上限6万円）
  - ③太陽熱利用温水器システム  
1台あたりの設置費に100分の20を乗じた額（上限3万円）
  - ④ペレットストーブ  
設置費用の額（上限5万円）

- ・申請期限  
令和2年3月19日（木）まで
  - 福島県
    - ・補助額
    - ①太陽光発電システム（住宅用）  
1キロワットあたり4万円（4キロワットまで、最大16万円）
    - ・申請期限  
令和2年3月19日（木）まで
- ※補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。
- 問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251  
一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター ☎024-526-0070

### 住まいの復興給付金

平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴い、東日本大震災による被災住宅（※）にお住まいであった方の住宅再取得、または被災した住宅の補修にかかる消費税の負担増加に対応する給付金の支給を行っております。  
※被災住宅とは、「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」、「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅のこと

- 問い合わせ先  
住まいの復興給付金事務局（コールセンター）  
電話 0120-250-460  
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝除く）  
住まいの復興給付金ホームページ  
<http://fukko-kyufu.jp>  
※給付申請書はホームページ、あるいは広野町復興企画課の窓口から入手してください。

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

### 「住まいの復興給付金」申請相談会の開催について

上記の住まいの復興給付金について、申請相談会を開催いたします。  
申請の対象可否の相談や申請書の記入方法、書類の確認など、住まいの復興給付金にかかる質問に相談員が直接お答えいたします。  
予約は不要ですので、ご活用ください。

- 開催日時  
令和元年6月22日（土）  
午前10時～午後4時
  - 会場  
広野町公民館2階大会議室
- 問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

### 広野町金婚祝

申込受付を行います。  
平成31年および令和元年中に金婚を迎えられるご夫婦（昭和44年に結婚されたご夫婦）は、金婚祝にお申込みください。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。  
●対象者  
町内に住所を有し、令和元年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

- 申込期限  
令和元年7月11日（木）
  - 申込方法  
広野町役場健康福祉課（③窓口）に申請書類がありますので申込をお願いいたします。
- ※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ提出をお願いいたします。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

### 児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付現況届（現況届）は、現在児童手当または児童手当特例給付を受けている方が、引き続き受給を希望される場合に必要な届け出です。  
対象者の方には現況届を5月末にお送りしておりますので、必要事項を記載のうえ、必要な書類を添えて令和元年6月30日（日）までに、こども家庭課まで提出してください。  
なお、提出が遅れますと、手当の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。  
また、平成30年1月から12月までの所得が未申告の方は、広野町役場町民税務課において、所得の申告をお願いします。

- 現況届提出先  
広野町役場 こども家庭課窓口（窓口提出は開庁日の午前8時30分～午後5時15分）  
※郵送の場合は令和元年6月30日までの消印有効
- 提出書類  
現況届、保険証の写しなど  
※提出書類など詳細につきましては、現況届に同封されている通知文をご覧ください。

問 こども家庭課 ☎0240-27-2115

### 猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿（マーキング）される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

責務は果たしているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってきます。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。  
安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。  
また、役場および愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしく申し上げます。

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての

問 環境防災課 ☎0240-27-2114